

県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」に係る企画提案方式（プロポーザル方式）による公募について（公告）

県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」の受託者を企画提案方式（プロポーザル方式）により募集します。

令和元年10月11日

公益社団法人 香川県観光協会会長

I 企画競争の概要

- 1 委託業務名 県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」
- 2 委託期間 契約締結日から令和2年2月28日（金）まで
- 3 契約限度額 2,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）
※消費税は10%で計算すること
- 4 業務内容 別添県公式観光サイト「うどん県旅ネット」に掲載する「体験動画制作等に関する業務」仕様書のとおり

5 応募資格

委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、次の各号のすべてに該当するもの。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体は、委託事業の対象者とはしないものとします。

- (1) 香川県内に本社（本店）を有する者、又は県内に支店、営業所等の事業所を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとします。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者。
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者。
- (5) 香川県税に滞納のない者
- (6) 動画制作について、業務実施に必要なノウハウや人員・体制を有するとともに、地方自治体などから受注し、的確に履行した実績を有すること。

6 応募方法

- (1) 参加申込書（様式1）及び応募資格要件に適合することを証明する書類（(3)「提出物」参照、以下「参加申込書等」という。）を下記11「連絡・提出先」に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和元年10月11日（木）から令和元年10月18（金）15時まで
（土・日曜日を除く。）

（受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15
（ただし、10月18日（金）は15：00まで）

- (2) 応募資格要件に適合した者に限り、企画書を提出することができます。

(3) 提出物

①参加申込書（様式1） 1部

②地方自治体などからの受注及び実施実績書（様式4） 1部

③応募者の概要がわかる書類（様式任意） 1部

※ 会社案内、パンフレット等によることでも可

④香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書 各1部

※1 企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）

※2 法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額のない旨の証明書は、税務署の納税証明書による場合、納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書用）を提出する。

⑤決算状況を明らかにする書類（直近2事業年度分） 1部

⑥登記事項証明書 1部

※企画書提出期日前3ヶ月以内の日付のものに限る。（写しの場合、代表者が記名押印の上、原本と相違ないことを証明すること。）

7 応募資格要件の確認結果の通知

参加申込書等を提出した者全員に対し、10月23日（水）までに応募資格の確認結果を書面で通知します。（メールもしくはFAXにて送付します。）

8 質問の回答方法

本企画競争に関する質問は、質問書（様式3）により、令和元年10月18日（金）15時までに下記11「連絡・提出先」へメールもしくはFAXにて提出してください。令和元年10月23日（水）までに、応募資格要件に適合する者全員にメールもしくはFAXにて回答します。また、下記11の場所において閲覧に供します。

※説明会は実施しません。

9 企画書の提出方法

企画書（様式任意）を下記11「連絡・提出先」に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和元年10月24日（木）から令和元年11月5日（火）12時まで（土・日曜日、祝日を除く。）

（持参の場合の受付時間）8：30～12：00、13：00～17：15

（ただし、11月5日（火）は12：00まで）

- （1）「体験動画制作等に関する業務」企画書 8部
（社名入り1部、社名なし7部）
- （2）「体験動画制作等に関する業務」見積書（様式5） 8部
（社名入り1部、社名なし7部）

※ 1部は代表者の職氏名を記載の上、押印し、他7部は写しでかまいません。

10 失格事由

提出された企画書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- （1）提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- （2）提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- （3）提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- （4）提案の見積金額が経費の上限額を上回るとき。

11 連絡・提出先

公益社団法人 香川県観光協会

（香川県交流推進部観光振興課内） 増田、織部

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

TEL 087-832-3379 FAX 087-806-5210

12 その他

- （1）応募にあたっての必要な書類作成費は応募者の負担とし、応募書類は返却しません。
また、提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めません。なお、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。
- （2）企画競争に応募した企業名等は、公表する場合があります。
- （3）応募及び企画競争参加にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。
- （4）採用された企画提案、デザインなどの著作権は、全て協会に帰属します。

II 企画競争の条件等

1 企画競争の実施方法 【プロポーザル方式による】

見積書と企画書等の受付後、下記により協会が設置する「体験動画制作等に関する業務」企画競争審査会において、提出された企画書を基にプレゼンテーションを実施し、契約候補者を選定します。

※企画競争審査会 令和元年11月6日（水）

2 審査基準

審査は、下記の各項目について評価基準による5段階評価とし、審査会委員が評価した結果の合計点を各提案者の得点とする。

(1) 評価項目

①実施体制

事業実施に必要な組織体制が整っているか。

②スケジュール

事業実施に適切な全体スケジュールが示されているか。

③コンセプト

協会の意図を理解し、説得力のある企画コンセプトとなっているか

④体験動画について

(イ) 全体の撮影本数と県指定の動画⑨伝統の体験⑩アウトドア体験、追加分の動画に関しての内容は適切であるか。

(ロ) 映像の構成案（絵コンテ）が、体験したいと思わせる、訴求力のある、魅力あふれる内容となっているか。

(ハ) 動画の見せ方について、タイトル・サムネイルが閲覧者を引き込む内容になっているか。

(ニ) 取材体制がしっかりと整っているか。

⑤経費見積り

提案内容に対し、適切な経費見積りとなっているか。

(2) 評価基準

採点の目安と評価項目ごとの評価ウエイトは以下のとおりである。

<採点の目安>

5点 : 非常によい（効果的な）内容である

4点 : よい（効果的な）内容である

3点 : 普通

2点 : 劣った内容である

1点 : 非常に劣った内容である

<評価項目ごとの評価ウェイト>

- ① 10ポイント ② 5ポイント ③ 10ポイント ④- (イ) 10ポイント
④- (ロ) 20ポイント ④- (ハ) 20ポイント ④- (ニ) 20ポイント
⑤ 5ポイント
※満点100ポイント

(3) 受託者の決定

- ①各審査員の評価点数の合計を算出し、評価点数が最も高い1者を契約候補者として選定する。ただし、評価点数の平均が60ポイント以上の場合とする。
- ②最も評価点数が高い者が2者以上あるときは、評価項目(1)-④- (ハ) の点数が高い者を受託者とする。ただし、評価項目(1)-④- (ハ) の点数が同得点の場合は、評価項目(1)-④- (ニ) の点数が高い者を受託者とする。評価項目(1)-④- (ニ) が同得点の場合は、審査員の協議により優劣を決定する。

3 審査結果は、全ての応募者に対して11月8日(金)(予定)で文書にて通知する。

4 契約の締結

選定した契約候補者と協会とが協議し、それぞれの委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。(香川県会計規則第149条を準用して、契約保証金の納付を求める場合がある。)

仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と協会との協議により最終的に決定する。

なお、選定した契約候補者と協会との間で行う仕様の詳細事項についての協議が整わなかった場合には、審査結果において、その総合評価が次に高い応募者と協議を行う。

5 委託料の支払

委託料の支払時期、金額、支払方法等は契約で定める。

6 業務の適正な実施に関する事項

- (1) 受託者は、受託者が行う委託業務については、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、協会と協議の上、委託業務の一部を委託することができる。
- (2) 受託者が本委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、香川県個人情報保護条例(平成16年香川県条例第57号)等に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。
- (3) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

Ⅲ 様式等

- 1 「体験動画制作等に関する業務」に係る企画競争参加申込書（様式1）
- 2 「体験動画制作等に関する業務」に係る企画競争辞退書（様式2）
- 3 「体験動画制作等に関する業務」に係る企画競争質問書（様式3）
- 4 「体験動画制作等に関する業務」に係る地方自治体などからの受注及び実施実績書（様式4）
- 5 「体験動画制作等に関する業務」に係る見積書（様式5）

(参考)

スケジュール

2019年10月11日（金）	公告開始
10月18日（金） 15時	参加申込書等提出物、質問書提出の締切
10月23日（水）	応募資格確認結果通知
10月24日（木）	企画書受付開始
11月5日（火） 12時	企画書等資料提出締切
11月6日（水）	審査会
11月11日（月）	審査結果通知（予定）